

## 紹介受診重点医療機関としての公表について

当センターは、令和5年10月1日付けで神奈川県より「紹介受診重点医療機関」として公表されました。受診にあたっては、これまでどおり、まず身近なかかりつけの医療機関を受診していただき、専門的な検査や治療が必要と判断された場合に、原則として紹介状により当センターを受診いただく流れに変更はありません。

なお、紹介状をお持ちしない初診患者さんに選定療養費としてご負担いただく金額が、変更になる予定です。

[紹介受診重点医療機関に関する詳細は、神奈川県ホームページで、こちらからご覧になれます。](#)